

令和5年分 給与支払報告書の提出についてのお願い

次の事柄に留意されて作成のうえ**令和6年1月24日**までにご提出いただきますようお願いいたします。

(法定の提出期限は、1月31日ですが、処理の都合で事前提出のご協力をお願いいたします)

1. 給与支払報告書は、**令和6年1月1日現在、宇佐市に住所を有する人又は居住する人**を報告してください。様式は同封していないため、市役所税務課の窓口、HPまたは税務署で入手してください。

[HPトップ](#)→[担当課から探す](#)→[税務課](#)→[個人住民税](#)→[給与支払報告書等について](#)→[給与支払報告書の提出について](#)

2. 報告書の提出後に異動(転勤・退職等)があった場合は、「**給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書**」を**すみやかに提出**して下さい。様式は宇佐市のHPからダウンロードできます。

[HPトップ](#)→[担当課から探す](#)→[税務課](#)→[個人住民税](#)→[個人住民税各種届出書申請書](#)

3. **受給者・被扶養者のカナ氏名、生年月日、個人番号等は必須項目です。正確に記入**して下さい。
4. **年末調整の際、前職分を合算した場合は、その事業所名、支払金額、社会保険支払額、源泉税額を摘要欄に必ず記入**してください。
5. 給与支払報告書は、**1部(正本のみ)の提出も可**とします。

重要なお知らせ

給与支払報告書を窓口で提出の際には、**提出に来られた方の身元確認(運転免許証等)**が必要となります。給与支払者が**個人事業主の場合**は、あわせて**個人事業主の番号確認(マイナンバーカード)**が必要となります。

eLTAX又は光ディスク等による提出義務について

令和3年1月1日以降に市町村に提出する給与支払報告書から、基準年(令和6年提出分の基準年は令和4年)における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されました。

なお、eLTAXを利用することにより、窓口に出向くことなく自宅やオフィス等からペーパーレスで提出することが可能になります。詳しくは、同封のチラシとeLTAXホームページをご確認の上、積極的なご活用をお願いします。

■普通徴収仕分表 兼 普通徴収理由内訳書について

普通徴収者につきましては、普通徴収理由内訳書の記載が必要です。理由毎に該当人数の記入をお願いします。併せて、**給与支払報告書(個人票)の摘要欄に略号(A~E)の記入**をお願いします。**eLTAXで提出された際にも、同様に摘要欄へ略号の記入**が必要となります。

- A 総受給者数が2名以下
- B 他の事業所で特別徴収されている(乙欄該当者を含む)
- C 給与から税額が引ききれない
- D 給与支払日が不定期
- E **退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者**

なお記載の無いものにつきましては、従業員分(特別徴収者)として取り扱いますので、

直しくお願いします。

年末調整や、給与支払報告書の作成事務を税理士や会計士に依頼されている場合は、上記内容をお伝えし、総括表等の用紙を依頼先へお渡しください。

様式は同封していますが、宇佐市のHPからダウンロードできます。

[HPトップ](#)→[担当課から探す](#)→[税務課](#)→[個人住民税](#)→[給与支払報告書等について](#)→[給与支払報告書の提出について](#)